

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
5月21日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）……………一
- 山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）……………一
- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………八
- 保安林指定実施要件の変更（阿武町）（森林整備課）……………一〇
- 公安委告示  
警備員指導教育責任者講習の実施……………一〇



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十一日

### 山口県規則第四十六号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第五項第三号カ中「ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所等を占拠し、その他公園利用者に著しく迷惑をかける」を「同条第一項第二号又は第三号に掲げる」に、「する」を「している」に改める。

山口県知事 村岡 嗣 政

### 附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十七号

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案に係る添付書類等）

第二条の二 条例第七条の二第一項の規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 条例第七条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町

二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 提案の理由

2 知事は、前項の書類のほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（協議会による公園事業の決定等の提案に係る添付書類等）  
第二条の三 条例第七条の四第一項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 条例第七条の四第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町

ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ハ 提案の理由  
二 当該公園事業の概要を記載した書類  
2 知事は、前項各号に掲げる書類のほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関する事項を記載した書類

関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。  
 第三条第二項中「第六号、第七号」の下に「第十号」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第九号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

第三条第二項第三号及び第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第五号中「千分の一以上」を「千分の一程度」に、「構造図、意匠配色図並びに給水施設及び排水施設」の位置、形状その他の給水及び排水に関する事項を記載した図面を「及び意匠配色図」に改め、同項第六号中「並びに」を「及び」に、「その内訳」を「内訳」に改め、同項第七号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同項第九号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げる書類のほか、条例第八條第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第四条各号を次のように改める。

一 条例第八條第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（同項第五号に掲げる事項の変更にあつては、第二條第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

二 前条第一項各号に掲げる事項の変更（同項第一号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

3 知事は、前項に定める書類のほか、条例第八條第六項の規定による協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。  
 第七條第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第八條の第三第二項」を「第八條の第三第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「第八條の第三第一項」を「第八條の第三第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

条例第八條の第三第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申

請書を知事に提出しなければならない。  
 一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類  
 三 公園施設の管理又は経営の方法  
 四 公園事業を譲渡しようとする年月日  
 五 公園事業を譲渡しようとする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
 一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し  
 二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第三條第二項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類  
 四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

五 第二條第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類  
 六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類  
 第九条の次に次の五条を加える。

（利用拠点の質の向上のための整備改善に関する協議会の公表）  
 第九条の二 条例第八條の七第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 協議会の名称及び構成員の氏名又は名称  
 二 協議の対象となる利用拠点区域  
 2 条例第八條の七第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の認定の申請）  
 第九条の三 条例第八條の八第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、区域の規模が大きいため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図

面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- 一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
- 二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 条例第八条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する条例第八条の八第二項第四号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類に限り、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）

- イ 第三条第二項第一号から第四号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書類
- ロ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

四 条例第八条第六項の規定による協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

五 条例第十二条第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十一条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

六 条例第十四条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第十一条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げる書類のほか、条例第八条の八第四項の規定による認定に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第九条の四 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してしなければならない。

2 条例第八条の八第二項第八号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用拠点整備改善計画の名称
- 二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- 四 条例第十二条第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為の種類、場所及び施行方法
- 五 条例第十四条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為の種類、場所及び施行方法

六 その他参考となるべき事項

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第九条の五 条例第八条の八第六項（条例第八条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第九条の六 条例第八条の九第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人にあつてはその代表者の氏名の変更
- 二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- 三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- 四 第四条各号に掲げる変更
- 五 計画期間の変更
- 六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第八条の八第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面

3 知事は前項各号に掲げる図面のほか、条例第十二条第三項の許可に關し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第十二条中「第十二条第七項第四号」を「第十二条第七項第五号」に改め、同条第四

号中「距離に」の下に「あつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下で」を、「増築」の下に「（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下となるものに限る。）」を加え、同条第十一号の三中「巢箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巢箱」に改め、同条第十一号の七中「もの」の下に「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに」を加え、同条第十一号の八及び第十一号の九を次のように改める。

十一の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）の改築又は既存の電線等に沿つた電線等の新築若しくは増築（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）

十一の九 既存の電線等に附帯する工作物の新築、改築又は増築（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）

第十二条第十一号の十一中「若しくは農作物」を「農作物、森林又は生態系」に改め、同条第十一号の十二とし、同条第十一号の十中「電線等」の下に「及び引込みに要する設備」を加え、同条第十一号の十一とし、同条第十一号の九の次に次の一号を加える。

十一の十 変圧器その他の電柱に附帯する設備の改築又は増築（当該電柱の高さを超えないものに限る。）

第十二条第十二号の前に次の二号を加える。

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で行うカメラの設置

十一の十四 県が行う、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）の新築、改築又は増築

第十二条第十三号中「木竹」の下に「（条例第十二条第三項第十号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）」を加え、同条の次に次の二号を加える。

十三の二 生業の維持のために必要な範囲内で行う竹（高さが五十七センチメートル以内のものに限る。）の伐採

十三の三 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で行う竹（高さが三メートル以内のものに限る。）の伐採

第十二条第十六号中「又は電線路の維持」を削り、同条の次に次の二号を加える。  
十六の二 電線路の維持に必要な範囲内で行う木竹の伐採

十六の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹の伐採  
第十二条第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で行う竹又は灌木の伐採

十七の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で行う竹又は灌木の伐採  
第十二条第十八号の二中「木竹」の下に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第十八号の十七を第十八号の十八とし、第十八号の十三から第十八号の十六までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の十二を削り、第十八号の十一を第十八号の十三とし、第十八号の十の次に次の二号を加える。

十八の十一 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の十二 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で行う木竹の損傷

第十二条第二十三号から第二十五号までの規定中「提出」を「掲出」に改め、同条第二十六号中「の保護若しくは管理又は野生鳥獣の保護若しくは増殖」を「又は野生動物の保護又は管理」に、「提出」を「掲出」に改め、同条第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の二の二 特定外来生物の防除の目的で行う、標識その他これに類するものの掲出若しくは設置又は工作物等へのこれらの表示

第十二条第二十七号中「ある植物で条例第十二条第三項第十号の規定により知事が指定するもの」を「おける採取等規制植物」に改め、同条第二十七号の二の次に次の四号を加える。

二十七の二の二 農業を営むために必要な範囲内で行う採取等規制植物の損傷

二十七の二の三 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で行う採取等規制植物の損傷

二十七の二の四 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で行う当該採取等規制植物の損傷

二十七の二の五 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。第二十七号の九において同じ。）に参加した者が行う特定外来生物である植物（木竹を除く。）の採取又は損傷

第十二条第二十七号の九及び第二十七号の十を次のように改める。

二十七の九 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が行う特定外来生物である動物の捕獲若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷

二十七の十 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物の捕獲又はそれらの卵

の採取

第十二条中第二十七号の十の二から第二十七号の十三までを削り、第二十七号の十四を第二十七号の十一とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等

第十二条中第二十七号の十五を第二十七号の十三とし、第二十七号の十六を第二十七号の十四とし、同条に次の八号を加える。

五十七 公園管理団体が行う条例第二十六条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務のために必要な行為（その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものに限る。）

五十八 山口県希少野生動植物種保護条例第九条第一項の規定による知事の許可に係る行為として行う条例第十二条第三項各号に掲げる行為

五十九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として行う条例第十五条第三項各号に掲げる行為

六十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として行う条例第十二条第三項各号に掲げる行為

六十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として行う条例第十二条第三項各号に掲げる行為

六十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る行為として行う条例第十二条第三項各号に掲げる行為

六十三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として行う条例第十二条第三項各号に掲げる行為

六十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として行う条例第十二条第三項各号に掲げる行為

第十六条中「第十四条第七項第四号」を「第十四条第七項第五号」に改め、同条第一号中「第十一号の十一」を「第十一号の十四」に、「第二十六号の二」を「第二十六号の二の二」に、「又は第二十九号」を「、第二十九号又は第五十七号から第六十四号まで」に改め、同条第十四号中「第十五条第一号」を「前条第一号」に、「を行うためにする当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内における土地の形状の変更」を「に附

帯する行為」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「法」を「法」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表から一メートル以下の高さの広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）の設置（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）

第二十三条の次に次の五条を加える。

（質の高い自然体験活動の促進に関する協議会の公表）  
第二十三条の二 第九条の二の規定は、条例第十八条の七第三項において準用する条例第八条の七第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第九条の二第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは、「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）  
第二十三条の三 条例第十八条の八第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合に於ては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 条例第十二条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十一条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第十四条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第十一条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げる図面のほか、条例第十八条の八第三項の規定による認定に於て必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（自然体験活動促進計画の記載事項）  
第二十三条の四 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してしなければならない。

2 条例第十八条の八第二項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 自然体験活動促進計画の名称
  - 二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
  - 三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
  - 四 条例第十二条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為の種類、場所及び施行方法
  - 五 条例第十四条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為の種類、場所及び施行方法
  - 六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
  - 七 その他参考となるべき事項
- (認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)
- 第二十三条の五 条例第十八条の八第五項(条例第十八条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (自然体験活動促進計画の軽微な変更)
- 第二十三条の六 条例第十八条の九第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人にあつてはその代表者の氏名の変更
  - 二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
  - 三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
  - 四 計画期間の変更
  - 五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第十八条の八第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更
- 第二十六条の次に次の一条を加える。
- (公園管理団体となることができる法人)
- 第二十六条の二 条例第二十五条第一項に規定する知事が定める法人は、会社又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に規定する森林組合とする。
- 第二十七条第一号中「第二十六条各号」を「第二十六条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、「業務」の下に「(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)」を加え、同条第二号中「第二十六条各号」を「第二十六条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条第三号中「営利を目的としないことその他条例第二十六条各号」を「条例第二十六条第一項各号及び同条第二項各号」に改める。

第二十八条を次のように改める。

(証明書の様式)

第二十八条 条例第八条の十二第三項、条例第十六条第三項、条例第十八条第三項、条例第十八条の十一第二項及び条例第三十一条第四項に規定する証明書は別記第四号様式により、条例第十五条第三項に規定する証明書は別記第五号様式による。別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第28条関係)

(第1面)

第 号		身 分 証 明 書
職 氏 生 年 月 日	年 月 日	生 日
年 月 日	日 交 付	
年 月 日	日 限 り 有 効	
山口県知事		真 写
山口県知事		真 写

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる山口県立自然公園条例 (昭和35年山口県条例第25号) の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により立入検査等をする職権を有するものです。

山口県立自然公園条例の条項	該当の有無
第8条の2第1項	
第8条の2第2項	
第6条第2項	
第18条第2項	
第18条の2第1項	
第31条第1項	

別記第五号様式の(表)を次のように改める。



No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	〃	〃	七	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	八・六	〃	八・六	最	大
〃	三	〃	一〇	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	五	〃	二〇	最	大
〃	六	〃	一〇	通	浮遊物質 (mg/l)
〃	一五	〃	二〇	最	大
〃	〃	〃	検出せず	通	大腸菌群数 (個/cm)
〃	検出せず	〃	二〇	常	最
〃	検出せず	〃	六〇	通	窒素 (mg/l)
〃	検出せず	〃	二	常	最
〃	検出せず	〃	八	通	リン (mg/l)
〃	〃	〃	〃	常	最
〃	八〇〇	九九・七	九七・五	通	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
〃	八五〇	〃	一一〇	最	大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

し尿処理施設				種 類	
処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	通	最
〃	〃	〃	七	常	大
〃	〃	〃	八・六	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	一〇	〃	一五〇	最	大
〃	二〇	〃	一六〇	通	浮遊物質 (mg/l)
〃	一〇	〃	二五〇	常	最
〃	二〇	〃	二六〇	通	大腸菌群数 (個/cm)
〃	検出せず	〃	一、〇〇〇、〇〇〇	常	最
〃	二〇	〃	七〇	通	窒素 (mg/l)
〃	六〇	〃	八〇	最	大
〃	二	〃	五	通	リン (mg/l)
〃	八	〃	一〇	常	最
九九・七	九七・五	九九・七	九七・五	通	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
〃	〃	〃	一一〇	最	大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七二		種 類		項目	
変更後	変更前	通	最	常	最
〃	七	常	大	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	八・六	通	大	常	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	一〇	最	大	通	浮遊物質 (mg/l)
〃	二〇	常	最	通	大腸菌群数 (個/cm)
〃	一〇	通	常	最	窒素 (mg/l)
〃	二〇	最	大	通	リン (mg/l)
九九・七	九七・五	通	常	最	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
〃	一一〇	最	大	〃	〃

備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

令和六年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

阿武郡阿武町大字宇生賀字越ヶ台五二から五四まで、五六、字中伊豆二七六、字上伊豆二七七の一、字二ツ堀一〇九七五の一、一〇九七五の三、一〇九七五の四、字ふたつ堀一〇九七七の一から一〇九七七の三まで、一〇九七八、字伊豆山一〇一三の一、一〇一三の三、一〇一三の四、一〇一五、一〇一七、一〇四五、一〇四六、字代ノ坂一〇五二の三、一〇五二の六から一〇五二の八まで、一〇五二の二から一〇五二の二四まで、一一〇九九、一一〇〇一、一一〇〇二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



山口県公安委員会告示第十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和六年五月二十一日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

令和六年七月一日（月曜日）から同月五日（金曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月八日（月曜日）の午前九時から午後六時三十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

令和六年七月四日（木曜日）及び同月五日（金曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月八日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所

山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和六年六月三日（月曜日）から同月七日（金曜日）まで  
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）  
(二) 二の(一)のオに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）  
二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

令和六年五月二十一日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁